

# 採点講評

(2017年12月17日・民法債権法Ⅱ)

## 第1 全体について

1 今回の問題では、設問1、設問2共に、基本的な論点について問われているのですが、設問2が出来ていない方が多かったです。設問2が一定のレベルに達している方はごく一部でした。設問1の方は全体的に出来が良かったので、設問2で点数に差がつかしました。

今回は100選に掲載されている論点が問われていますので、100選に掲載されている判例については、他の科目も含めて、しっかり勉強しておきましょう（時間はかかるとは思いますが）。今回の判例についても、よく復習しておきましょう。

2 以下のような形式面を整えるだけでも、採点者に与える印象がよくなります。すぐに取り入れられることですので、次回の答練から実行してみてください。

・下記のようにナンバリングするのが一般的だと思います。

第1、1、(1)、ア、(ア)

・要件も①、②、③や(i)、(ii)、(iii)などナンバリングした方が読みやすいと思います。

・文字はきれいに書くと好印象です。なるべく丁寧に書きましょう。

## 第2 個別の注意点

1 一般不法行為（民法709条）の要件、使用者責任（民法715条1項）の要件を正確に挙げられていない方が多かったです。特に後者の要件については、3つ正確に挙げられている方は意外と少なかったです。要件の暗記は必須ですので、しっかり覚えましょう。

## 2 裁量点について

以下の点については、それぞれ加点しました。

・設問1のA社に対する使用者責任について、免責（715条1項ただし書）の可否を検討されている方が多数いらっしゃいました。今回の出題の趣旨には含まれていませんでしたが、検討されている方については、1～5点の範囲で加点しました。

- ・設問2で、過失相殺（民法722条2項）について検討されている方が少数ですがいらっしゃいました。（Cの身体的素因が「過失」当たらないという検討ではなく、Cの運転行為の「過失」と過失相殺できないかという検討です。）今回の出題趣旨には含まれていませんが、検討することは間違いではありませんので、1～3点の範囲で加点しました。（ただ、実務上、今回のような事案でCの過失は認められにくいと思います。）
- ・設問2で、因果関係について検討されている方が多数いらっしゃいました。出題趣旨には含まれていませんが、内容に応じて、1～10点の範囲で加点しました。

### 第3 最後に

論点や判例について、自分ではよく理解しているつもりが、実際に問題を解いてみると、思ったように書けないことがよくあります（私もそのような経験が沢山あります）。

合格レベルの答案が書けるようになるためには、多くの答案を書いて、出来なかったところを修正するという繰り返しが必要です。知識をインプットするだけでは十分ではなく、アウトプットについても多くの時間を費やす必要があります。

今回の答練を最後まで受ければ、アウトプットの力がかなり身につくと思いますので、最後までがんばってください！

以上